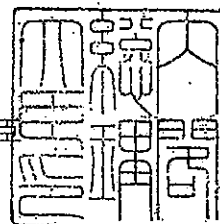


府管第1号
平成21年1月13日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等の申出について（意見照会）

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について」（平成17年6月30日改正各府省大臣官房長等申合せ）に基づき、貴館において保存することが適当であると認められる行政文書として別添（写）のとおり各府省等より申出がありましたので、国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項の規定に基づき、下記の事項について貴館の意見を求めます。

記

1. 申出のあった行政文書について移管を受けることの適否
2. 申出のなかった行政文書のうち、貴館において保存することが適当であると認められるものの有無及び当該行政文書の名称（平成20年度内に保存期限が満了することとなるものに限る）

平成20年度移管申出

各府省庁	移管申出	
	文書数(ファイル)	広報資料(件)
内閣官房	20	7
内閣法制局	1,197	0
人事院	35	9
内閣府	213	5
公正取引委員会	29	0
警察庁	137	4
金融庁	158	4
総務省	173	15
法務省	226	44
財務省	1,542	53
文部科学省	496	5
厚生労働省	1,118	118
農林水産省	1,944	19
経済産業省	800	19
国土交通省	297	16
環境省	580	2
防衛省	902	68
会計検査院	13	3
	9,880	391